

政府が推進する働き方改革により、ノー残業デーやプレミアムフライデー、有給消化などを推進する企業も増えてきました。今年の4月から有給休暇取得の義務化も始まります。有給休暇を取得しづらいと感じている方でも確実に取得できるよう、企業に5日の義務を課すことで有給取得のハードルを下げようとする取り組みになりました。しかし、いくら有給休暇を5日義務化したとしても、「業務量が減らないから休みを取る暇がない」、「休み明け仕事が山積みで取りたくない」といった声も聞こえてきます。現在の日本ではゴールデンウィークやお盆、年末年始など働く人が長期で休める時期が集中しやすくなっています。これらを分散して休みが取りやすくなるような環境を整える必要がある為「休み方改革」にも力を入れていく必要があるのです。

## 休みベタな日本人、有給休暇取得率は世界最低

2017年6月に政府は「休み方改革」に取り組み始めました。その理由として日本の有給休暇取得率が世界的に見ても低いからです。厚生労働省がまとめた「平成29年就労条件総合調査の概況」によれば、平成28年の年次有給休暇の取得率は49.4%という結果です。世界の多くの国が取得率70%以上、フランス・ドイツのように100%取得が当たり前の国もあります。取得が低い理由として、「長期で休むと周りに迷惑が掛かって休みづらい」「特別な時にしか使えない」といった、有給取得はハードルが高いと感じている日本人がとて多くいると考えられます。有給休暇は労働者誰にでも与えられる権利ですが、それを使えない日本人は「休み方が下手」だといえるでしょう。

## 休み方改革と働き方改革の違いについて

働き方改革の一環として捉えられがちですが、目的がまったく異なります。働き方改革は長時間労働の是正、女性の活躍や外国人労働者の活躍、労働生産性の向上が主な目的としています。一方休み方改革はワークライフバランスの推進や日本人の働き方を見直すことが目的です。休みを有効活用し仕事に対するモチベーションを維持することでより生産性を向上することが狙いです。

## 建設業界の有給休暇取得率

厚生労働省発表「平成29年就労条件調査結果」によると建設業界の平均有給休暇取得38%と低い水準になっています。工期を守るために有給取得が難しい事情もあり、業界内で取得を控える傾向が強いと思われます。しかし、管理職が職場をヒアリングし、個々の業務の負荷を見直さなければ有給休暇取得5日義務化が実行できず、若手は集まらない可能性が高く、人材不足で余計休みが取りづらい悪循環に陥る可能性があります。

確実に休みが取れるように週休2日制度の導入や全社員が休む定休日を決め一斉に休みを取得する等、現在の体制改善が必要になってきます。他に夏季休暇とテレワークを組み合わせ、海外旅行中でも仕事ができる環境を整える等従業員の働き方を変えていくことが求められます。経営陣が有給休暇取得に関して意識が低い場合、いくら行政が休み方改革に取り組んでも環境は是正されません。まずは「年間で〇日、部下に有休を取得させる」といった目標設定を行い、社内だけでなく社外に向けて有給休暇取得促進に関する方針を発信することが重要です。その際には優秀な人材確保や人材定着率向上、女性従業員の活躍に期待が出来る等メリットも伝えることがポイントです。

第5表 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

性・企業規模・産業・年	労働者1人平均 付与日数 <sup>1)</sup> (日)	労働者1人平均 取得日数 <sup>2)</sup> (日)	取得率 <sup>3)</sup> (%)
平成29年調査計	18.2	9.0	49.4
男	18.6	8.7	46.8
女	17.2	9.6	55.4
1,000人以上	19.2	10.6	55.3
300～999人	18.2	8.8	48.0
100～299人	17.6	8.2	46.5
30～99人	17.3	7.5	43.8
鉱業,採石業,砂利採取業	18.3	10.4	57.0
建設業	18.1	6.9	38.0
製造業	19.0	10.7	56.2
電気・ガス・熱供給・水道業	19.5	14.0	71.8
情報通信業	18.9	11.2	58.9
運輸業,郵便業	17.7	8.6	49.0
卸売業,小売業	18.3	6.4	34.9
金融業,保険業	20.3	10.4	51.5
不動産業,物品賃貸業	17.8	7.8	43.7
学術研究,専門・技術サービス業	18.1	10.4	57.6
宿泊業,飲食サービス業	16.5	5.4	32.8
生活関連サービス業,娯楽業	16.9	6.6	38.9
教育,学習支援業	18.8	7.0	37.2
医療,福祉	16.8	8.8	52.5
複合サービス事業	19.4	12.5	64.6
サービス業(他に分類されないもの)	17.0	8.5	49.9
平成28年調査計	18.1	8.8	48.7

注：1) 「付与日数」は、繰越日数を除く。

2) 「取得日数」は、前年（又は前々会計年度）1年間に実際に取得した日数である。

3) 「取得率」は、取得日数計/付与日数計×100(%)である。

## 休み方改革を実行する為に業務の見直しを行う

休みを増やしたことで仕事に支障が出る、普段の負担が増えてしまわないように業務の見直すことも必要です。誰でも業務が遂行出来るマニュアル化・ルール化を行う、各部署の繁忙期等を考慮して誰でも自由に有給休暇が取得出来る環境を整える、テレワークと気見合わせ、長期旅行中でも仕事出来る等、従業員が安心して休めるようにしましょう。